

# 手当額の算出・支給制限に関する 所得の算定方法が変更

障害基礎年金等を受給している児童扶養手当受給資格者の方へ  
 児童扶養手当法の改正により、令和3年3月分(令和3年5月支払い)から、手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

児童扶養手当の月額は、受給資格者の前年所得により、決定しています。この場合の所得とは、地方税法の非課税所得以外の所得としていますが、障害年金を受給している方は、非課税の公的年金給付等(※3)を含めた上で所得を算出します。

児童扶養手当の月額は、受給資格者の前年所得により、決定しています。この場合の所得とは、地方税法の非課税所得以外の所得としていますが、障害年金を受給している方は、非課税の公的年金給付等(※3)を含めた上で所得を算出します。

これまで、障害年金を受給している方は、子の加算部分を含む障害年金全体の月額が児童扶養手当の月額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、障害年金の子の加算部分の月額が児童扶養手当の月額(全部支給の場合43,160円)より低い場合には、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになります。なお、障害年金以外の公的年金等(※2)より低い場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになります。なお、障害年金以外の公的年金等(※2)より低い場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになります。

これまで、障害年金を受給している方は、子の加算部分を含む障害年金全体の月額が児童扶養手当の月額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、障害年金の子の加算部分の月額が児童扶養手当の月額(全部支給の場合43,160円)より低い場合には、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになります。なお、障害年金以外の公的年金等(※2)より低い場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになります。

## 手続きと支給開始月

児童扶養手当を受給するための手続きとして認定を受けている方は、原則申請は不要です。それ以外の方が児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。

児童扶養手当を受給するための手続きとして認定を受けている方は、原則申請は不要です。それ以外の方が児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。

## 第4回 Jアラート全国一斉情報伝達試験 災害時に備え複数の手段での 情報取得方法を確保

2月17日(水)に、「Jアラート(全国瞬時警報システム)」の全国一斉情報伝達試験を実施します。この試験は、Jアラートと自動連係している機器を実際に動かして動作確認を行う全国的な試験です。

また「複数手段での情報取得方法の確認」を体験していただく目的で、区ではJアラートと自動連係の有無にかかわらず下表の方法で試験を実施します。

この機会にさまざまな方法での情報取得をお試しください。  
 2月17日(水)午前11時ごろ  
 「放送内容」(上りチャイム音)  
 これは、Jアラートのテストです。(※3回)  
 こちらは、防災江東です。(下りチャイム音)  
 ※全国的な試験のため、国内の災害等の状況により中止する場合があります。

「支給開始月」通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日時点で支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から遡って支給できます。7月1日以降の申請は、翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

「※1」国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など  
 「※2」遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金(3級)のみ受給の方  
 「※3」障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など

「※1」国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など  
 「※2」遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金(3級)のみ受給の方  
 「※3」障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など

**【情報伝達試験時に体験できる主な情報取得方法】**

- ①防災行政無線放送(欄外の方法でも確認できます)
- ②こうとう安全安心メール※登録者のみ。登録方法は、区ホームページをご確認ください。※英語、中国語・韓国語対応
- ③江東区防災マップアプリ※ダウンロード方法等は、区ホームページをご確認ください。
- ④区ホームページ
- ⑤ツイッター [防災関連情報]@koto\_bosai [江東区政全般]@city\_koto
- ⑥フェイスブック (@city.koto)
- ⑦一斉情報配信システム(災害協力隊や消防団等に配備)
- ⑧ケーブルテレビ(デジタル11ch)(契約者のみ)
- ⑨コミュニティFM(88.5MHz)

※緊急速報メール(エリアメール)・Yahoo!防災速報による試験実施はありません。

危機管理課危機管理係  
 ☎(3647)9382  
 FAX(3647)9651

# 無料の学習支援教室および訪問型学習支援(まなび塾)4月から開講 学習の場の確保が困難な子どもが対象 受講者募集

経済的な理由に左右されず、将来の進路選択の幅を広げられるよう、学習支援教室および訪問型学習支援「まなび塾」を開講します(4月〜令和4年3月末)。一人ひとりの力にあわせて、基礎学力の定着・向上を目指します。この事業は、(株)トライグループへ委託して実施します。

「応募条件」次の条件にすべて該当している世帯  
 ○江東区に住民登録をしている  
 ○表1・2の世帯収入基準を超えていない(給与収入・年金収入がある方は表1、事業所得等がある方は表2)  
 ○学習塾、家庭教師、通信教育など他の学習支援事業を利用していない  
 ○受験生チャレンジ支援貸付など他の貸付事業を利用していない

経済的な理由に左右されず、将来の進路選択の幅を広げられるよう、学習支援教室および訪問型学習支援「まなび塾」を開講します(4月〜令和4年3月末)。一人ひとりの力にあわせて、基礎学力の定着・向上を目指します。この事業は、(株)トライグループへ委託して実施します。

「応募条件」次の条件にすべて該当している世帯  
 ○江東区に住民登録をしている  
 ○表1・2の世帯収入基準を超えていない(給与収入・年金収入がある方は表1、事業所得等がある方は表2)  
 ○学習塾、家庭教師、通信教育など他の学習支援事業を利用していない  
 ○受験生チャレンジ支援貸付など他の貸付事業を利用していない

経済的な理由に左右されず、将来の進路選択の幅を広げられるよう、学習支援教室および訪問型学習支援「まなび塾」を開講します(4月〜令和4年3月末)。一人ひとりの力にあわせて、基礎学力の定着・向上を目指します。この事業は、(株)トライグループへ委託して実施します。

「応募条件」次の条件にすべて該当している世帯  
 ○江東区に住民登録をしている  
 ○表1・2の世帯収入基準を超えていない(給与収入・年金収入がある方は表1、事業所得等がある方は表2)  
 ○学習塾、家庭教師、通信教育など他の学習支援事業を利用していない  
 ○受験生チャレンジ支援貸付など他の貸付事業を利用していない

表1 総収入の基準

世帯人数	総収入/給与収入等(年間)	
	一般世帯	ひとり親世帯
2人		3,018,000円
3人	3,343,000円	3,788,000円
4人	3,864,000円	4,415,000円
5人	4,415,000円	4,832,000円
6人	4,983,000円	5,412,000円

表2 総所得の基準

世帯人数	総所得/事業所得等(年間)	
	一般世帯	ひとり親世帯
2人		1,933,000円
3人	2,160,000円	2,850,000円
4人	2,551,000円	2,992,000円
5人	2,992,000円	3,325,000円
6人	3,446,000円	3,789,000円

## 長寿サポートセンター 一覧(1面続き)

センター名	所在地	電話番号	FAX番号	担当地域
白河	白河3-4-3-201	5646-1541	3630-6598	常盤、新大橋、森下1・2、三好3・4、白河、高橋
海辺	海辺12-13	3645-6761	3645-6781	千石、石島、千田、海辺、扇橋
住吉	住吉1-17-11	3635-0646	3632-3617	森下3〜5、猿江、住吉、毛利
平野	平野1-2-3	5639-9121	3641-1522	清澄、平野、三好1・2、佐賀、福住、深川、冬木、門前仲町、木場3
古石場	古石場2-14-1-101	3641-2801	5621-3545	永代、富岡、牡丹、古石場、越中島、木場2
東陽	東陽6-2-17	5665-4547	5606-8863	木場4・5、東陽
塩浜	塩浜2-7-2	5617-6213	5617-6050	塩浜、潮見、木場1・6
豊洲	豊洲2-2-18	5859-0566	5547-5400	豊洲、東雲、有明、青海、海の森
枝川	枝川1-8-15-101	5634-0158	5632-2036	枝川、辰巳
亀戸	亀戸1-30-8	5627-2525	5858-8919	亀戸1・2・6
センター名	所在地	電話番号	FAX番号	担当地域
亀戸北	亀戸4-21-13	5626-0671	5626-0133	亀戸3〜5
亀戸東	亀戸9-13-1	5875-3451	5875-3452	亀戸7〜9
大島	大島6-14-4-103	5628-0541	3638-4515	大島3・5・6
大島西	大島4-1-37	3636-9857	5628-5125	大島1・2・4
大島東	大島9-6-16	5836-5301	3638-3585	大島7〜9
北砂西	北砂3-31-19	3615-4860	6388-9331	北砂1〜3、5
北砂東	北砂6-20-30	5606-1744	5683-2440	北砂6、東砂1・2
北砂南	北砂7-7-1-101	6660-2050	6660-2070	北砂4・7、南砂4・5
東砂	東砂4-16-12	5857-8243	5857-8240	東砂3〜7
南砂	南砂2-3-5-102	3640-9851	3640-9920	南砂1・2
新砂	新砂3-3-37	5653-1735	5632-3212	東砂8、南砂3・6・7、新砂、新木場、夢の島、若洲

開設時間(豊洲以外) ※豊洲長寿サポートセンターの開設時間は下記のとおりです。  
 月〜金曜 9:00〜18:00 月〜金曜(水曜を除く) 8:30〜17:00、水曜 8:30〜19:00  
 土曜 9:00〜15:00 月1回日曜開設日 9:00〜16:00(詳しくは豊洲長寿サポートセンターへお問い合わせください)  
 (定休日:日曜、祝休日、年末年始) (定休日:土・日曜(月1回日曜開設日を除く)、祝休日、年末年始)

防災行政無線の放送内容を確認する方法

メールで確認 こうとう安全安心メールに事前登録しておく(「防災無線の放送内容」を選択) ケーブルテレビで確認 ①防災行政無線の放送中にコミュニティチャンネル(デジタル11ch)にあわせる②画面に「防災行政無線をテレビで聞く」の表示が出たら、テレビのリモコンの黄色ボタンを押す(聞き逃した場合)③コミュニティチャンネルにあわせる②テレビのリモコンでボタンを押す③「防災・防犯」を選択④「こうとう安全安心メール」を選択 危機管理課危機管理係 ☎3647-9382、FAX3647-9651